

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

(1) 議案の要領

以下の条項を当社の定款に追加で規定する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	<u>第8章 開示</u> <u>(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示)</u> <u>第40条 当社は上場会社である限り、東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の取組みを検討し、当該要請に基づく現状評価、方針・目標、取組み・実施時期をコーポレート・ガバナンス報告書及び当社のウェブサイト</u> に開示する。

(2) 提案の理由

弊社は2023年3月31日に東京証券取引所がプライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」(以下、「東証要請」といいます)の主旨に賛同しております。

当社においては、損益計算書上の項目開示に傾斜したIR資料にも明らかなように、経営者・取締役の株主資本コストや資本効率に関する意識が希薄と考えます。過去の実績を振り返ってもROEは過去概ね5%前後であり、株主が期待する資本コストをカバーできているとはいえない状態が継続しています。弊社では世界トップシェアを誇るフォークリフト事業の収益性は資本コストを上回っていると評価するものの、政策保有株を中心とした投資有価証券及び自動車セグメントの収益性は資本コストを下回っていると理解しています。とりわけ事業会社であるにもかかわらず当社の最大の資産が上場株式を中心とした有価証券である事が低水準なROEの主要因となっています。

昨年来、複数のトヨタ自動車主要サプライヤー企業から政策保有株式縮減やROE/ROICの向上に向けた力強いコミットメントが発信されましたが、当社においては一部株式の売却実行を除けば抽象的な方針表明にとどまっています。このような当社の現状を踏まえ、弊社は東証要請に真摯に向き合い、具体的な政策保有株の縮減計画や資本効率性の改善計画を含む開示・取組みの実行を行う必要性が高い会社と考えます。

東証要請のフレームワークにのっとり、当社が自社の資本コストや資本収益性を事業セグメント・資産ごとの的確に把握する事、その内容や市場評価に関して取締役会で現状を分析・評価する事、改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定する事、その内容について投資家に分かりやすく開示する事、計画に基づき資本コストや株価を意識した経営を推進する事、開示をベースとして、投資家との積極的な対話を実施する事、を求めます。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数30,000,000株、取得価額の総額500,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

昨年来続くトヨタグループ内の政策保有株式縮減の動きは各企業の資本効率及びガバナンス改善に向けたイニシアティブであり、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」への対応姿勢を示したものと評価されるべきと考えます。弊社では当社も同様に具体的な政策保有株の縮減計画を公表し、取り組むことを期待します。

一方、売却によって得た資金を有効活用する事、及び他グループ企業による当社株式売却に伴う市場インパクトを低減する事も重要な課題であり、弊社はこれらに見合った規模の自己株式の取得が有効と考えます。弊社ではデンソーが発表した当社株式売却と同規模の自己株式の取得を提案します。

当社が成長投資を優先する方針については、投資の期待リターンが資本コストを満たすものである事を前提に全面的に賛同します。しかし、当社が保有する有価証券の時価5兆円以上である事を鑑みれば、本提案規模の自社株買いが事業面での機会損失や財務基盤の棄損を招くことはないと考えます。

3 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役等の総額は、2022年6月10日開催の定時株主総会において年額9億円以内（うち、社外取締役年額1.5億円以内）と承認されているが、今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記報酬年額と別に、年額9億円以内、付与株式数の上限

62,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き、取締役の経済的利益の大半は基本報酬や短期業績に紐づけられており、中長期的な企業価値向上との相関が不十分と考えます。

そこで、今般、新たな譲渡制限付株式報酬制度を導入することを提案します。また、取締役に対し、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案します。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3~5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

以上